南留別志

内閣文庫
和書
類 二五一二六
號
冊 五
函 二一一
架 一七

和書門
類 二五一二六
號
函 九六
冊 五

内閣文庫

番號	和 25126	
冊數	5 (1)	
函號	211	256

国立公文書館
National Archives of Japan

福山沖寺地藏

刻南留別志序

人之讀書患苟過也讀而弗記記而弗思思而弗得五車雖多亦奚以為天神氏地神氏悠遠不可知焉自人皇以來亦數千年世變風移人去物亡古之所有今不必有今之所無古不必無雖載籍所記過差紛紜疑滯

不通者不可得而考矣觚之不觚誰昔然矣徂徠先生著南留別志南留別志者邦語懸斷辭也書中句末多此語因命焉斯書懸斷疑事無近遠無細大不為次序隨其意所發而錄之實漫筆也說有有據者亦有無據者其有據者博覽不苟彼此相照比類取徵也無據者淹貫古今通達事情思而得之厭服人意也世所迷惑一悟瞭然矣其意雋永有味其辭雅健可觀覽者開卷絶倒歎賞不能自已焉雖是小作足以解世俗之膠固而弘學者之意思矣書舊六卷其一卷門人持去為火所燒為可惜矣初

屬未定祕而弗輕傳人書賈竊寫而
徧於闤闠覩其所傳錯脫紕繆不可
勝數也而既隨于坊間無如之何已
故惠 今取先生手澤稿本輒不自揣
刪定校正而上木焉唯恐未精耳先
生又有和歌世詁一卷採和歌數十
首評之亦雖一短書長情有趣使人

起意矣以其俱國字故附于此焉草
稿二本間有異同今從其善者也
寶曆辛巳年夏五月雲藩文學宇惠
謹撰

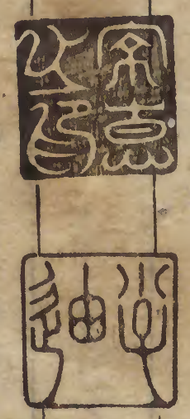

内閣文庫

徂徠先生南留別志巻之一

門人　南總　宣惠　校訂

一名ゑりゑ紙をさしてゑ茂ゑ世ゑ
めゑハ音なる
一朝の字を或ハあき或ハそとよ
むるハ或ハ以武ゑてかゝり或ハ上
下ゑて異なるゑゑやゑんゑのハ俗

するなり一義朝の子朝長は書
おきの上下あるをもつかるます
云家武家ゆえ一つは縄を思ひ度
のるなり
一義經記に白拍子をかるゆえ
るなまあり白拍子の但あを
かくなるゝ水白拍子に

昆明池頼川叢債淑質乃水系形
なるゝねること
一論語を圖珠經ゆえ一つは山は信
の云習りるやと思ひ管家
地誌に尺れ博士の家は祖なる
角一圖珠のゆえ八皇侃の義疏の序
まえ

一某經記ニ清水ヨリ法經ヲ入
あいるニ弁慶ノ甲の音ヲ經
のこの音ハ高くして音の高
低なり是ハ思ひしに後ハ紙濃
經の清を求め出ス所字ニ律
ヨリ付てつけ初ものもすべきやうニ
宣道るあなり甲の音ヲ音

そして二ヲあまりよさらてを備堂
の人の感ニ堪ふまるるハ何ならし
かしハ比ましてハ何るも風雅なる
世なるを以
一ものゝふの剛膽とハ初ハ新家の
奥州まて甲ヲの度を定めるよ
まれ所り甲ヲ人ものも是より

出るなり一又樂器笛の手調を
干といひて柴のをとを名つくるも
干八甲の字のまま体なり三線のかん和
もじ字なりん拍のさいつぎいる調を
甲乙を合呼しるなる
一完をもて演ぶ実の誤なり肉の古
字なり辻ハ違のるまちなる一

一杖を帯杖を刀ちなるいる伝語ハたる
かなをミとよんてかんそいつるな
星隆陽師をかんこうしとよむも
たるものひきを足を通つまり
一下を人をれるいつるハ律り例
殿源をハ為くの相をの西をてをを
杖いをる人を下を人を名付て祇

つけるその死すべき人を殺すべ
きを誤りて抵死するあいべる
なり

一花押を判といふハ判署といふもの
なるをこれちがへるなり判といふハ
日とかを置て後に加ふるをいふ
署ハその名なんなり

一花押ハ名を草かきしるなり花
押の上ハ姓をかくするをとの
せよかやまりて名字をかくなり
庭訓なるべしこの世なる人
面々ハ私印を用ひ官印なき故
なり古ハ官印何も一官府ハ一つ
なりてハなし一号を用ひの不可

村で面くハ花押ゟ官の名
書ゝ出るあゝき役のかくるゝて名
称ハりを面くゝ草まて後よかく
を花押ゝいのまり
一改易ゝいのハ戸籍を改易すゝ
遷徙罪のゝすゝ賊盗律の絡郷
ゝいよゝ生ゝり

一追放ゝいのハ刺獲の逃のゝすり
一賀書ゝて家を相続するハ
形朝つよゝ始まる法家のゆゝさ
ゝふ法ゝり
一かゝらは松ゝゝの雪をいゝて
りゝゝゝゝゝ多ハひゝゝゝ
るゝいの歌ハ皆杖の花のゝを

いつ星笠杖ハ荊棘すてつるゆえ
杖とゝろいつるなるべし
一百姓ハ元服したる者ハ髪
を星形をなる帽子きたるて用
額のはゞたなすされも所法
師ハ日代の衣ハいつゆをかきる
星丹刺のてるなるゆや

一軍陣ハ螺をふくハ角なり角ハ細
角にて細ハすても作星又粗角にて
からうひをも用るなり
一犬追物ハ後左右の弦射あ星
古ゝ事ゝを用るなり頃戌の
勅使ハ履をきなるから馬ハ
古の經ハ唐經なる所一古の鞠

田舍に多しとつゝ陸くお輪高く唐藏より出る拙なり茂つゝ幼きは上総國の民家すて毎くえり

一白張ハ服の名なり白丁ハ人をいなり

一平山の季鷲ふ一るを目鵜毛をいふ

しめ白め黒めあかをいふ地名何事めくろを妻驢をかくよをいれも目驢をかくるをかる一目驢目騂目驄皆名馬の名なり玉る地名つけるなる一武藏野なき目かたをの馬を生せるなり

一ちゝの角かこをいふをも

るを大盤ゝはめかこ〻ゝをかきら目
をたゝけてゝ入ゞ奥ゞるをするゝ
る

一童名ゝ第ゝ春ゝ兎ゝたゝいゝる
古ハ三在ゝ在ゝせゝたゝの姓ゝを賜
りゝる為ゝ〻ハ入服して賜りゝるな
るゝ童部の附いまゝ清ゝたゝれ

ハ何ゝを稱ゝるゝ凡人の家ゝも
稱ゝるゝなゝらんゝを思ゝる

一社をおゝそゝよゝむゝるゝハやゝたゝをお
そゝいゝひゝるゝたゝるゝ姫古曾ゝ
ゝの神もゝゝるゝなゝ見をゝりゝたゝよ
むもかゝもをゝりゝたゝゝゝゝゝゆゝたゝり
み社をゝそゝよゝむも社のゝ名ゝを淫

はるかなる一しの森の歌よりハ多くまゝ
なハを演ず
一てにをハそゝるよりハ歌ゝの詞より
ゆらゝて情ゝの表ゝを生ずる詞なり
をゝつゝハ点ゝをゝるものハ論ゝなり
つゝて位を出やり論ゝ位を仁ゝ將
来しるゝ故諸事の之ゝなれを

てにをハゝ云習ハせるゝゝめなを
一原氏物語ゝ云ハのゝゝちゝ出ゝいる
ハ変剌ゝいゝる琴のゝなり云ハ徽
の名なりゝゝちゝ好き破ゝゝかき
るゝ故ゝゝゝハ琴すゝめて後ゝゝ
如人のゝゝるゝなを
一琵琶のてんぢんをてんぢんゝいハ

いやしき詞なり世人の多くは
是てあやまれるなり轉軫ここかく
なり

一論議世人ハ言天名のなり
何答ヘいハ裡の多事沒論議
ハ多て狗對ふ事なし正しき
論議儒家の礼なり釋奠の

後ヨ行るるなり

一讀師のするハ古の世の講釈なり
講師の古ふらの世の論義なる
講釈のるを抱よそいひ習ハ
法也ハ講なと皆論議とするハ俗
家ヨ古礼のこれるなり異國ヨて
毛宗教を講の仏を法主を邪

の故実ハ戸多より伝へられハ異國
より傳さるるもの多なり
一古の詞を多く田舎より都者
の地方時代のなまり詞をいふ
ハ地ひくあり生来聞る所ハみな
かりゆくま田舎人ハかるくなる
てむすこをかるくめぬなるまし

比田舎人も都より来るまて時の詞
を習ひ覚ゆきて田舎の詞もよく
みかたりそいふハ何きにかり
るなるし
一かつての幟ハ盛旗をさすこと
何者ハ幟ハ盛旗をハつきそりきん
あふちのかつこと

一 業平、元神ゝ八剃髪ゝ相撲取をまつれるなりとハ大形在
古申ぬよなりぬ

一 法衣無衣ゆるさゝる僧を官
ゝるといふ育なるゝ衣
をゆるされゝるも唱る僧なり
平僧なれハもゝるめるハ僧をたゝ

そなりゝ三進るハ儒家のあれ
共僧家ハ式ゝ以進る

一 ゝ邦ハ冠婚喪祭の礼なゝなる
ハ改めらんハ僧なるゝ儒なり
定めらんハ主君師なる事

一 その俗ゝ国なる位牌ハ儒家の制
なり明の年典ゝ首の式ゝ

の儒者ハ家礼の法をもる程朱の法ふて古礼ニハ非さる神主の制なと宮酸ふるる事ハ用ゐさるなりまして世禄の國ふ法用かゝ宮るなり

一壬生氏岑の墓に細板ふのまて宮久字まて氏岑ゝ墓をいふる初

まてり宮ふ用墓法ふを用ふまて八宮ふ保まて志ふも久しきふたり

一巡礼行人なとのきる拙ハ裏経の遺制なり父母の菩提のため り喪服の内ふ歌音大日を礼やる 内ふ裏経を看さりしゝ後ふハ喪

祝ひて釈迦大日を礼する服も
なれるものゆゑ
とよく遠くふるし
一振鉾をふんでよむ志をもて
形ゐるもよく遠てるなり
一つ八日の形なりへ八部の異字な
るもおなじ多くの乃かくの字

かけるをねかるなにの字なりふ
せふなるたゑ〳〵多〳〵たゝ者な
るもて〳〵偽名の文字八日本紀系
集集なるに古来用る来れる
字まるの字
一かゝかなゝひらかなより後よりく
へ聖るるあなうかるかなの八吉備ゑび

ゆかなるハ古あそいてるんはかり
片假名ハ丈体なりひらかなるをを
へさうてみハ丈体之
一名帽子ハ弁の遺制なり朝鮮よ
り伝るしゝ折風いふる朝鮮
よりいてる名なり指強ゞ側弁を
いてるハひらを横ゝてゝ丈まる

をいふてのる帽子をかゝるやう
なり
一中臣被ハ神代の初なりといてる
ハさをなるゝ神代の初ハ淳伝を
まゝぬをいふハはかゝ毋ふと
ゝ物をいふ深をいふ犯すをいふ初ハ犯
ゝ衣の字よりまを起るを明ゝなり黒

身尤男鹿をハ神道者も家を法
きゝて田護せまゐいきのたゝちち
志のたゝちきいてるさるなる
をや
一ムにハ郡なりきゝ人ハ君なりこなゝ
ハ南なりにハ西なりこゝにちハ
農なり日ハ火なり月ハ土三

なりこる坯酒月もとなる下名鮮
まて無浦をこもかいそよむムハハ
ちもの特せるなり倭伝のちめハ
漢伝名鮮詩の特せる多かるし
一日本紀の点ハ後世よるつける
為し中食國政大夫をけ示のま
うのとまるすまゝちきゝ人宮よ矢る

八ちなれいさてかくむつうき官
名いなのらし大夫をまうちきんを
いふいまつりきつ男をいふるちる
をかさまたらうんきにくかるつ
きたいふてよんるちるつ太
子をんこすめあんこなを刑すれを
を皇子まを美別なす見もを

たいしをいひらるちるつ神仙庭
神をまおみを海土のは来まて
海仙も陸字もそを住りる
魚し
一石海ぶいふ山迹をかきて和州の
ちなる神武帝和州を都たま
ひすを大八洲の典名なるを大

和いとゝ大八洲の中なるを
帝都なれ山迹の名字に用なり
そのたゝめ松のきゝ屋といふ
を異國まて倭奴國と名字をつき
り倭を和とかきかゝるハ美名
をとれるなり桓武帝より後ハ
帝都ハをたらぬり大和の名を

改めぬハ誤なり松のこゝまを
淡路島なりといふも誤なり松の
こゝ島といふハ男子島なり
るなりゝハ非ゝき非ゝ山な
のをゝのかゝなるの類なて助
詞なり志き志ゝ志ゝ欽明
帝の都のゝを大八洲よりゝ

ものあるなり

一らいしやう藤きいハ形改ての子の藤のやうを付るらしやう

ハ形改きいハるゝ浴き在理と

なるゝ細もなれるなり

一大将を国瓦ぶいハるハ古ハ軍国

ぶいハるの所まを張るなり

一武内宿祢ハ三百歳ハ数代国名な

るゝ一三韓を威服ましまきなり

一弁慶滑稽の男なりむさし坊

ぶつきるとハ弁の字をかさか

なるてよゝるなるゝ

一けらいハ家隷なるゝ

一らうそうハゝ堂を對せる名なる

内閣文庫

一[illegible]壹のそのゝ西かたにて土ひくるゆゑにて
地をとりてるゆゑ

一武蔵國にのゝ牧の長を別当と
云ふ今ようゝ西稱父在国別当也
井新坂別当ハ職なるー

一ちくさ山をいふハ常盤山をいふ
ふなる松をよぶるも常盤の
縁なりひるちを常陸とかくもさし
山よれるひるちをいふ名日高
見の訛合なりかゝ食てきなり
き訛ってちなり来人の伝なり
國名ようゝ字を訓ようの別なるハ大
和近江常陸なり

一[illegible]帳ようのあ村くみ者市國帳

そかく民部省の図帳にしるす

一過所に只の切なり只の切
持る船を過所かといふとも
ハ只名かり船也

一上総かつさ下総ハ上つふ
さや安房ともふさいふなを用

古の我孫国なる下野国ハ
ムラたまいの不可生なり
たムラの山者古の蓋国なるふ
や

一上総国の内本納也不者也
側り法目也いの村ゟ本納ゟ橋の
初め至橋塚を祭れるなり森の

形ありゆるき水なるて橋
みかゝるとハ折ゝてゝりそきく
橋媛の御墓なる紀氏傳ゝよせ
うりと故きの云伝なるなり本紀ハ
帆丘なる一法目ハ帆堀なる一
一江戸水戸坂戸ゝまゝ法くゝそゝと戸
花川戸なと地名ゝ多一戸口ゝ

よりての名なる一
一大峰の後鬼ゝ鬼ハ紀氏の人なる
一一紀木ゝいるも紀氏なる一
紀ハすのゝ下たのゝなる一
一田中大石田口三枝山(多)巨勢服部
石川法野なゝの類黄山なれ共姓
なる一一内原茨城茨の類もなるなれ

ハ別よりはをとをもるハ例するなり

一伊勢物語ハ人こゝの人に依るなり

なりるものなりハ論すへからす

物語のやうなるして歌の人を

そかんハこゝをきゝあ人のするる

なり

一古今の序ハ其名の序をきり

て後みそかなりてかなの序

をきるこゝ人の体格かなの人

章よりからす

一源氏物語ハ系統記つなる物

なれども時代をいゝ記なる

ハおのおの高田家の代よりて和

人の体一変せり

一題ゆゑいてきて和歌に
とろうり
一火の用にもよふひのやうしを
はるゆゑに新文粹に拍子木
も火危木なり
一諷誦を請ふ文をいふを文粹に
語てうる諷誦文を点をつけるを

それよりして世の人諷誦文をいふ
物をこの思一里諷誦を讀經のゆゑ
俗に讀經を去て語りを請ふ
為り俗家よりて作文なる
を請の字をうるゆゑ遠へを
てハ文除きて俗の作るゆゑにしる
ハ俗家ゆゑ首になりてえたくらを

八倍をおしてかきたるなり
の世までも風俗かきつる布施のえ
を淡泉師のおもはする風俗のえ
なるべし

一延喜帝を聖人なりといふてる
はなるべる詩なりといふるをも
らて延喜の聖代をかきたる又

を誤まるなるべし

一越殿楽の詞にかきていふるを
うふ古雅なるべんかなし
詩經の詞もとをおもはるるを思ふ
了弟楊尚書なとの詞を作るかる
るいやしさ又いそんなき聖人
の[illegible]人かくもの[illegible]

きるをすなはちなり

一苦ハ堅なり然ハ飽なり反ハ柔つ
きなり冬ハひもるゝ辛ハ輕なり
甘ハ重なり酸ハ清なり苦ハ濁なり
一に切るをいふ匂の字をかくるも
大音通すれハ濁りて芸も匂も
かき遺るなり昔の博士

ぞもゞ孤しきるを思ひて濁つ
くるなるべし弱も芸も通すれ
ども異國のものなれハ芸の字ハまれな
り空ハ肉の古字なれ共此所ハ孤
かぬるなるにけりてハ常用も
なきる類を思ハ合セ也
一神祇ハ亟祝ら神をつくる

道家ハ不相応法をまゝ[illegible]るハ
仏法を加くるなり陰陽五行を
いつるハ性理をまゝ[illegible]るなり神儒
するハ[illegible]をいハ[illegible]
きゝぬるものいつるハ神儒ハ[illegible]
ハ各別なるなれども[illegible]
及みよをてゝり三代の古儒

を[illegible]きる人ハ[illegible]
はゝきなり
一嫩夷ハ國の名よりすゝ人の種類
なり國栖土蜘蛛[illegible]なり隼
人もいつも種類なり
一阿蘇ハ熊襲なるゝ肥後國球
磨郡[illegible]なるゝ座奥ハ[illegible]

ちのたくさるよ後よハ又陸の字
につきてむつの國ともいふ字
よつきて名の特せる事のる
なり
一檜垣の姫ゝ集よんきめたんもい
るハ仏法の大貳なる
一職人歌合よん大を書る人のち

ろていはよふ有るなる
又ところてんをなるなり
一あ名も薄法よ是来れる何事俱
織をなるわり哭いるハなる
わるをいつ
るるまて漢語よつけ
る和名なる
一ゝ名なるあやたをるハんれる

織あやそれ　れいなりられハ呉
なりあやハ漢なり唐漢なるも
何つまのあやとよむ多国のこと
よりいふなる一服部もこれなり
ていふすなり
一かつうをハ借りて用ゆるあなり
延喜式ニハ蚕ぬもたちハえ

さるよや
一なるものかゆゑいくハ七種の穀
を粥とするなり七ふのこるといる
も蚕ぬも同一なやまちなり
一つぶをていふハものするもの
世ともこでつぶをするふ
なり

一和尚土壁ハ壺を壺をとりちゑ
ゑ
一さゝろたゝくをりれなくをいふ
甲斐の國の郷俗なををいふとも
ゑ江國のゑのハ九つをりねつを
いゝとえたるいゝ
一ちちゑ沖のるゝ法をもちち

もいゝなりいうつちかくつちく
みのさつちゝけみうつちるつ
こや法つこの法いなり
一晦をつこもりをいふもこりを
いゝも妨なりつこもりハ月隠なり
さりくの泊潟をのきりゑ
つもりハ死なりついちハ

月立なりすちつきハ人うつきなり

一えとハ兄弟なり

一日本紀潜み和語をつけるなり全きくに和語をいの魚から

さて扨て官名なるの和訓ハむ

ーかーいひるるハあらさて官名

いてきて後ならさり和語をちく

まるなり

一一字訓倩ハさう邦の釋名なり釈

名古より倩れるるにハからさて

劉熙ゝ作るなり明の魏庄渠

ハ書精蘊を作るを異國みとかく

ふるを好ぶる人なりなり

一神社お地さうひてさいまてハ

しゐ神の氏子なりゆえいふ神封の
ゆえなる一一浪人は封戸なる文神ふ
もそのまゝをそていつるはされう
ゆゑ一うるみゆ孔老人も神も
ふまゝにゆえを領せるなる一一され
そも神いふのちきはいうまそや

南留別志巻之一終

内閣文庫
帝国図書館
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan